

緊急事態措置実施中

福岡県の緊急事態措置の実施期間が、3月7日まで延長されています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態措置等を下記のとおり実施しています。市民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

区域：福岡県全域

延長期間：令和3年2月8日（月）0時から3月7日（日）24時まで

実施内容：以下の要請を実施（一部抜粋）

【県民向けのお願い】

- ①不要不急の外出・移動の自粛
（特に20時以降は徹底を）
*生活・健康の維持に必要な場合は除く
- ②基本的な感染対策を徹底
 - ・マスクの着用
 - ・手洗いなどの手指衛生
 - ・身体的距離の確保
 - 「三密」の徹底的な回避等

【事業者向けのお願い】

- ①営業時間短縮のお願い（法第24条第9項）
*2月8日（月）0時～3月7日（日）24時
（対象）
 - ・飲食店、喫茶店、遊興施設で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗（内容）
 - ・営業時間を5時～20時までに
 - ・酒類提供時間を11時～19時までに*飲食店以外の施設
20時までの時短営業など県の協力要請で求められている事項にご協力ください。
詳細は県ホームページをご覧ください。

【その他の措置】

- ①職場への出勤等
[テレワークやローテーション勤務への取組み]、[20時以降の勤務の抑制]、
[時差出勤・自転車通勤等の推進]、[感染防止対策ガイドラインに従った対策の徹底]等
- ②催物（イベント等）の開催制限要請
屋内：5,000人以下、収容定員50%以内、屋外：5,000人以下、身体的距離の確保
- ③学校等の取り扱い
事業・学校行事・部活動等における感染防止、児童・生徒・学生等への注意喚起徹底等

【福岡県感染拡大防止協力金の支給について】

- 【第1期】・申請受付期間：令和3年2月8日（月）～3月7日（日）
・給付要件：令和3年1月16日（やむを得ない場合は1月18日）までに営業時間短縮の要請に応じ2月7日までのすべての期間に要請に応じていること
- 【第2期】・申請受付期間：令和3年3月8日（月）～4月7日（水）
・給付要件：令和3年2月8日（やむを得ない場合は2月10日）までに営業時間短縮の要請に応じ3月7日までのすべての期間に要請に応じていること
- お問合せ：0120-567-918 [9時から17時（平日、土、日、祝日）]

【緊急事態措置に関すること】

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口 092-643-3288

【発熱等、風邪症状がある場合のご相談に関すること】

北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル 0570-093-567

